

資料 2

第 4 回豊洲市場における土壌汚染対策 等に関する専門家会議 議事概要（案）

第4回豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議 議事概要（案）

1. これまでの評価状況のまとめ

(1) 説明

① 地下ピットがある現在の状況について、これまでの評価状況のまとめが事務局より説明された。

- ・土壌汚染対策等の実施により、豊洲市場用地内（5～7 街区）で把握された操業由来の土壌汚染は除去済みである。
- ・A.P.+2m 以深について、自然由来（埋立て由来を含む）の土壌汚染（ヒ素、鉛）は残置されている。
- ・地下水について、土壌汚染対策等の実施により地下水基準に適合する状態にされた後、地下水モニタリングにおいて調査対象観測井戸 201 本中、2 箇所でベンゼンが、1 箇所でヒ素がそれぞれ一時的に 2 倍以下の範囲で地下水基準を上回る濃度となった（第 1 回～第 8 回）。
- ・市場用地内（5～7 街区）の外側には遮水壁が設置されており、帯水層が遮断されている。
- ・建物 1 階部分及び地下ピット内の空気ではベンゼンが検出されたが、大気環境基準（ $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下）に適合する濃度で推移している。建物 1 階部分の空気のベンゼン濃度は屋外大気の影響により検出されていると考えられる。
- ・地下ピット部の空気において、有害大気汚染物質の指針値（ $0.04\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）を上回る濃度の水銀が検出された。これについて、地下ピット内に侵入して溜った地下水に含まれる低濃度の水銀が気化したことが原因であると推察され、地下ピット内の換気によりその濃度が低下することが確認された。
- ・建物 1 階部分の空気の水銀濃度は指針値に適合している。
- ・地下水管理システムが稼動し、地下水位を管理水位（A.P.+1.8m）まで低下させている途中であり、揚水して pH 処理した放流水は下水排除基準に適合している。
- ・地下ピット部に溜った水（地下水）を排水した。排水して pH 処理した放流水は下水排除基準に適合していた。

② 地下ピットがある状態におけるリスクについて、これまでの評価状況のまとめが事務局より説明された。

- ・地下水経路のリスクについては、豊洲市場において地下水の飲用その他の利用が予定されていないため、問題は生じない。
- ・汚染土壌の直接摂取（摂食、皮膚接触）によるリスクについて、市場用地内（遮水壁で囲まれた内側）で把握された操業由来の土壌汚染は全て処理され

ており、A.P.+2.0m 以深にのみ自然由来の汚染土壌が存在する。建物部分は地下ピット部の床面が敷均コンクリート又は厚さ 50cm の再生コンクリート砕石層となっており、建物以外の部分は厚さ 50cm 以上盛土されているため、汚染土壌の直接摂取の可能性はなく、問題は生じない。

- ・室内空気経由のリスクについて、地下ピット内に溜った水（地下水）にわずかに含まれる水銀が気化し、換気のない地下ピット内の空気中に滞留することが確認された。しかしながら、建物 1 階部分の空気では水銀が検出されておらず、地下ピット内の空気が建物 1 階部分に侵入してくる可能性はないと考えられるため、現状においては、問題は生じないと考えられる。
- ・将来について、建物 1 階部分の床面等にひび割れが生じたりし、地下ピット内の空気が建物 1 階部分に侵入してくる状態が発生する可能性を考慮すると、地下ピット内に滞留した水銀を含む空気が建物 1 階部分に侵入、又は地下ピット内の空気中の水銀が建物 1 階部分の空気中に拡散してくる可能性が考えられる。この場合、地下ピット内の空気中の水銀濃度が現在測定されているレベル以下で維持されていれば問題が生じることはないと考えられる。

(2) 討議

- ① これまでの評価状況は上記（1）のとおりまとめられ、基本的には地上の部分と地下の部分に分けて考える必要があるだろうと思われ、両者を明確に切り離れた感じで議論をした方がよいことが確認された。

- ・地上については、今は有害物質が上がっておらず建物の中も大丈夫である
- ・地下ピットについては、地下水が上がってきているということ及び揮発した水銀等が若干あったということから何らかの対策が必要であろうという結論になっている。

2. 地下管理システムの稼働状況について

(1) 説明

- ① 地下水管理システムの稼働状況が、市場より報告された。
 - ・地下水管理システムの稼働開始時期は 5 街区が 8 月 8 日であり、6 街区及び 7 街区が 9 月 12 日である。
 - ・前回（第 8 回）の地下水モニタリングでは 8 月末から 9 月初旬に採水を行っており、地下水管理システムは 5 街区で稼働していたが、6 街区と 7 街区では稼働していない状況であった。
 - ・今回（第 9 回）の地下水モニタリングでは、11 月から 12 月にかけて採水を行っており、5～7 街区の全てで地下水管理システムが稼働している状況であった。
- ② 地下水位の変化状況が、市場より報告された。
 - ・12 月 13 日から地下ピット内の溜まり水の強制排水を開始しており、その強制排

水と地下水管理システムによる地下水の揚水を一緒に行なっている状況である。

- ・1月12日時点での地下水位は、最も低い箇所（No.7-6）でA.P.+2.1m、最も高い箇所（No.6-2）でA.P.+3.9mである。
- ・地下水位について、これまで10cm単位での値を公表してきたが、1月16日より1cm単位の計測値を公表していく予定である。

- ③ 地下水管理システムで揚水し下水へ排水（放流）している水について、週1回の水質分析結果はpH以外はいずれも下水の排除基準を満たしており、中和処理のみを行って下水へ排水している状況であることが、市場より報告された。
- ④ 地下ピットから強制排水し下水へ排水（放流）している水について、12月13日、20日、27日に水質分析を行なった結果、いずれも下水排除基準に適合している状況であったことが、市場より報告された。
- ⑤ 地下ピット内及び地下水位の変化について、事務局より報告があった。

（2）討議

- ① 地下水の揚水に加え、地下ピットの中の溜まり水も強制排水して床面を出し、床面をきれいに洗った上で換気をして、実際の豊洲市場が稼動するとなったときに近いかたちで実験を行なうことを計画しており、現在は継続して水位を下げていくところである。
- ② 排水している水については、pHは高いが、pH処理をすれば有害物質は十分濃度が低く、下水排除基準に適合しているだけでなく、地下水基準も満たしているような状況であると思われる。
- ③ 今は順調に地下水位が下がってきている状況である。

3. 地下水モニタリングの結果

（1）説明

- ① 第9回地下水モニタリングによる地下水質データについて、第8回までのデータに比べて急激にベンゼン、シアン又はヒ素の濃度が上昇している箇所が多くあったことから、データの妥当性を確認するために試料の採水方法等について現在確認をしているところであり今回の専門家会議では第9回のデータを暫定値として公表していることが、市場より説明された。
- ② 第9回地下水モニタリングにおける観測井戸201本の調査結果（暫定値）が、市場より報告された。
 - ・ベンゼンについて、5街区18本、6街区15本、7街区2本の計35本で地下水基準（0.01mg/L以下）を超過し、その内の5街区1本、6街区5本の計6本では地下水基準の10倍（0.1mg/L以下）を超過した。
 - ・シアンについて、5街区3本、6街区24本、7街区12本の計39本で地下水基準（検出されないこと（=0.1mg/L未満））を超過したが、地下水基準を10倍

以上超過する観測井戸は存在しなかった。

- ・ヒ素について、5街区2本、6街区7本、7街区11本の計20本で地下水環境基準（0.01mg/L以下）を超過したが、地下水基準を10倍以上超過する観測井戸は存在しなかった。
 - ・鉛及び水銀については、いずれも地下水基準（鉛：0.01mg/L以下、水銀：0.0005mg/L以下）を超過する観測井戸は存在しなかった。
 - ・これらを総合すると、201本の観測井戸の内、72本でベンゼン、シアン又はヒ素の地下水基準超過が確認されたことになる。
- ③ 第1回～第8回の地下水モニタリング結果及び第9回の地下水モニタリング結果（暫定値）におけるベンゼン及びヒ素の濃度変化について、事務局より説明された。
- ④ 第1回～第9回の地下水モニタリング結果及び第9回の地下水モニタリング結果（暫定値）における地下水のpH、電気伝導率の分布状況の変化について、事務局より説明された。
- ・第9回のpHは、5街区では第8回よりも少し下がっており、7街区では逆に少し上がっているような状況と思われる。
 - ・第9回の電気伝導率は、5街区で少し高くなっており、6街区で高いところが少し出てきているが、大まかな傾向としてはそれほど大きな変化はないと捉えられる。
 - ・豊洲市場用地に近い晴海運河、東雲運河の海水のpHは平成27年度、28年度ともに7.6～8.1であり、市場の中の地下水とは違う値を示している。市場用地内の地下水の高pHはコンクリートが原因であると推察される。

（2）討議

- ① 第9回地下水モニタリングにおいて急激にベンゼン、シアン、ヒ素の濃度が上昇し地下水基準を超過したという状況をすぐに評価することは難しく、少し慎重に扱うべき数値であると思われる。
- ② 第9回地下水モニタリングにおける汚染物質濃度急上昇について、次のような原因が可能性として考えられるという意見が出された（委員からの意見を列挙）。
- ・地下水管理システムが稼動し始めたのが8月以降であることから、地下水の動きが変化したことが大きな要因であった可能性が考えられる。
 - ・但し、第9回地下水モニタリングで地下水の採水を行なった11月～12月は低下した地下水位が再度戻ってきている（上昇してきている）時期であり、地下水位が下がった影響は現れにくい時期であった可能性もある。
 - ・ベンゼン、シアン、ヒ素について複数の物質が地下水基準を超過した地点が見られることから、これらの地点では、複数の物質の濃度が一つの要因により上昇したという可能性も検討してみる必要がある。

- ・採水の際に土粒子が濁りとして地下水試料に含まれることで地下水中のベンゼン、シアン、砒素の濃度を本来の地下水中の濃度よりも上昇させてしまった可能性が考えられる。
- ③ 専門家会議が直接、地下水の採水、前処理、分析に関与し、第9回（暫定値）で急激に濃度が上昇したことの原因究明に入る。
 - ・採水方法を統一して、専門家会議の立会いの下で、東京都環境局も関与するかたちで、地下水を観測井戸から採水し、地下水質の再確認を実施する。
 - ・再調査においては、専門家会議が指示する水質測定等を実施している専門業者1社、公的な機関（東京都環境科学研究所）および民間企業1社でクロスチェックを行なうことを計画する。
 - ・現在の地下水モニタリングの3ヶ月間隔ではなく、しばらくは1ヶ月に1回等、間隔を狭めて行なうことを検討する。
 - ・再調査で代表的な地点の地下水の採水・分析を行ない結果を評価した後、あらためて201箇所の観測井戸の調査に入る方向で考える。

4. 専門家会議が指示した調査の結果について

(1) 説明

- ① 地下ピット内のたまり水の強制排水の状況と排水処理の状況が、市場より報告された。
 - ・12月13日より地下ピット内の強制排水が行なわれており、年末年始の休止期間があった後、現在も5街区（青果棟）、6街区（水産仲卸売場棟、加工パッケージ棟）、7街区（水産卸売場棟）で排水が行なわれている。また、これらの排水開始に伴い、地下ピット内において作業員用の換気も行われている。
 - ・地下ピット内の水位は、排水を行う時点では青果棟（5街区）：約20cm、水産仲卸売場棟（6街区）：約20cm、加工パッケージ棟（6街区）：約17cm、水産卸売場棟（7街区）：約20cmであったが、1月5日の時点で全て敷均コンクリート表面よりも低くなった（床上に水がなくなった）。
 - ・地下ピットから強制排水した水の排水処理では、水中ポンプで汲み上げた水をまず原水槽に入れ、そこからpH処理装置に入れてpH処理を行った上で放流槽に水を移し、最終貯留槽から放流するという流れで処理を行っている。
 - ・現在は、砕石層中から排水を行いつつ敷均コンクリートの上面の清掃を行っている途中である。
- ② 地下ピット等の空気測定について、新たなデータとして12月21～22日の測定結果が事務局より報告された。
 - ・これまでのデータは、11月10～11日が換気前、24～25日が換気終了直後、12月1～2日が換気終了1週間後であり、今回報告された12月21～22日は12月

13日より開始された地下ピット内の水の強制排水及び作業員用の換気が継続して行われているときである。

- ・青果棟（5街区）及び加工パッケージ棟（6街区）については、地下ピット内の溜まり水の排水作業を行っており、作業安全確保上の都合から排水作業中は空気測定を休止している。
 - ・ベンゼンは、6-3、7-1及び管理施設棟の地下ピット内の空気から検出されているが、いずれも大気環境基準（ $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下）に適合する濃度である。また、建物1階部分についても大気環境基準に適合しており、屋外の大気とほぼ同じ又は若干低めの濃度になっている。地下ピット内の溜まり水の排水及び作業員用換気の開始により、水産仲卸売場棟（6街区）の地下ピット内の空気中ベンゼン濃度が大きく低下した。
 - ・水銀については、水産仲卸売場棟（6-1、6-2、6-3）及び水産卸売場棟（7-1、7-2、7-3）の地下ピット内の空気から検出されているが、いずれも指針値（ $0.04\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）に適合している。また、地下ピット内の溜まり水の排水及び作業員用換気の開始により、水産仲卸売場棟（6街区）及び水産卸売場棟（7街区）の地下ピット内の空気中水銀濃度もやや低下する傾向を示している。
- ③ 地下ピットの溜まり水の水質について、新たなデータとして12月21日の調査結果が事務局より報告された。
- ・12月21日に溜まり水から検出されたのはベンゼン、シアン、ヒ素、鉛であり、これらの物質はいずれも水産仲卸売場棟（6街区）、水産卸売場棟（7街区）で地下水基準に適合していた。
 - ・青果棟（5街区）及び加工パッケージ棟（6街区）については、地下ピット内の溜まり水の排水作業を行っており、作業安全確保上の都合から排水作業中は地下ピット内の溜まり水の水質調査を休止している。
 - ・水銀濃度の定量下限値を下げた地下ピット内の水質調査結果において、6-1では水銀濃度の低下が見られなかったが、6-2、6-3で水銀濃度の低下が見られており、全体的には濃度が低下気味であると思われる。また、水産卸売場棟（7街区）については、12月1日までに水銀濃度がかなり低下しており、その濃度が下がった状態が維持されている状況であると思われる。
- ④ 地下ピットの空気の臭気について、新たなデータとして12月1日及び21日の測定結果が事務局より報告された。
- ・青果棟（5街区）及び水産仲卸売場棟（6街区）で悪臭物質の規制基準（1ppm以下）を超過する濃度で当初検出されていたアンモニアは、現在は基準を下回る濃度で推移している。
 - ・11月10日に水産卸売場棟（7街区）で悪臭物質の規制基準（0.05ppm以下）を超過する濃度で検出されたアセトアルデヒドは、11月24日には規制基準に適合

し、不検出(0.002ppm未満)となった後、基準を下回る濃度で推移している。11月10日のアセトアルデヒドの基準超過については何らかの原因で一時的に基準を超過したものであると判断される。

- ・以上の結果から、地下ピット内の空気の臭気については、現在は問題がない状態であると判断される

⑤ 補助315号線連絡通路部のベントナイト混合土層の上の碎石層(上部碎石層)の換気及び観測用マンホール内の排水について市場から報告され、空気測定の結果について事務局から報告された。空気測定については、新たなデータとして12月12～13日、26～27日及び1月5～6日の測定結果が報告された。

- ・上部碎石層の換気では、観測用マンホール3箇所(①、②、⑤)の空気モニタリング用採取管から空気を吸引し、他の観測用マンホール3箇所(③、④、⑥)の空気モニタリング用採取管を開放して空気が流入できるようにされている。
- ・上部碎石層は、観測孔①と②の間で切れており、観測孔②～⑥の間は上部碎石層が全てつながっている。
- ・差圧計により③、④、⑥の空気モニタリング用採取管で微量の吸引圧が生じていることが確認されたことから、上部碎石層内を微量であるが空気が流れている(換気できている)と考えられる。
- ・上部碎石層内の換気について、専門家会議の指示に従い、1週間連続換気が始められたところである。
- ・地下水の侵入により観測マンホール内に溜まった水(地下水)について、12月21日、22日の2日間で排水作業が実施されており、引き続き水が侵入しないよう原因を究明しているところである。原因究明後、補修工事が行われる予定である。
- ・補助315号線連絡通路部の空気測定については、12月5～6日(第3回専門家会議報告分)が換気終了直後で、12月12～13日が換気終了1週間後、12月26～27日が1週間の連続換気完了直後、1月5～6日がさらに何もしない常態で据え置いた後という位置付けである。
- ・換気終了1週間後(12月12～13日)の観測孔(上部碎石層)の空気測定結果では、ベンゼンが基準を超過してはいるが若干濃度が低下している状態で、指針値を超えていた水銀が指針値に適合するようになっている状態であった。その後、1週間連続換気を行った直後(12月26～27日)においては、ベンゼンの濃度が引き続き低下しており、水銀は1桁濃度が高くなっているところ(②)も存在している状態であった。さらに、換気しない状態で年末年始を挟んだ後(1月5～6日)においては、ベンゼン、シアン、水銀いずれも基準や指針値に適合していた。
- ・現在は、上部碎石層の連続換気に入っている状況である。

(2) 討議

- ① 地下ピット内の溜まり水の排水について、順調に溜まり水の水位が下がっており、今現在は5～7街区共に床面が露出している。これまでの専門家会議では、床面が露出した段階で1度地下ピット内の換気をした状態で空気中のベンゼン、シアン、水銀の濃度を測定することとしていたが、第9回地下水モニタリングの再調査を優先し、地下水を連続的に揚水して地下ピット下の地下水位をA.P.+2.0mまで下げたかたちの方針を変更する。また、その間に露出した床面を丹念に清掃し、次の観測に備えることとする。
- ② 空気測定において、管理施設棟(7街区)の地下のみ、外気と同じような空気中ベンゼン濃度の変化となっているが、これは施設管理棟の地下ピット部が地下の洞道につながっており、洞道内の換気等により入ってきた外気の影響を受けているためと思われる。管理施設棟の地下ピットについては床面、壁面ともに防水構造となっており、他の建物とは構造的に異なっている。
- ③ 地下ピット内の溜まり水の水銀濃度については、定量下限値を大きく下げて測定しているために検出されているものであり、通常の地下水基準と比較するための分析では不検出という扱いになる濃度レベルである。
- ④ 地下ピット内の空気中で検出されている水銀については、換気をすれば濃度が低下し、換気を止めれば濃度が上昇してくることから、換気をすれば一定の効果が得られるということであると思われる。
- ⑤ 地下ピット内の溜まり水のシアン濃度について、地下水基準で「検出されないこと」の条件となっている定量下限値は0.1mg/Lであり、本来は不検出と判定されるべき状態が定量下限値を下げて測定しているために検出されているものである。したがって、地下水基準との比較においては、不検出、すなわち地下水基準に適合しているとして扱われるべき濃度レベルである。
- ⑥ 補助315号線連絡通路部について、開放した③、④、⑥の空気モニタリング用採取管で吸引圧が測定されていることから、①、②、⑤の空気モニタリング用採取管からの空気の吸引により上部碎石層内の換気が行われていると考えられる。
- ⑦ 補助315号線連絡通路部の上部碎石層について、連続的に換気を行いながら途中で空気測定を行い、水銀濃度がどこまで低下するかを確認することとする。
- ⑧ 補助315号線連絡通路部の観測用マンホールについては、地下水の侵入の原因が特定され次第、補修作業に入ることとする。

5. 前回専門家会議の懸案事項

(1) 説明

1) 汚染土壌の対策深度の状況について

- ① 汚染土壌の対策深度の状況について、各街区の10mメッシュごとの詳細な対策深

度（土壌掘削深度）の分布が A.P.+2m からの深度として図面で示され、説明された。図面上の赤い枠は、対策範囲が不透水層の中まで入っていることを示しており、不透水層を掘削したところにそれと同等の機能を持つベントナイト混合土層のような透水性の低い土で埋め戻して不透水層を復旧したところである。

- ② 3つの10mメッシュについて、土壌汚染調査における各物質の深度方向の濃度分布と対策深度（土壌掘削深度）の関係が例として提示された。調査や対策として実施されたことを専門家会議が精査するという指示が今回あったことから、改めて精査した結果を市場より資料として提示してもらうことを予定する。

2) 新旧護岸と遮水壁の設置状況について

- ① 新旧護岸と遮水壁の設置状況について、新旧護岸、遮水壁と、旧護岸等の位置関係や構造、設置場所の位置関係が断面図及び東京ガス（株）豊洲工場操業時（昭和54年）の航空写真をもとに説明された。
- ② 旧護岸とその外側（海側）にある新護岸の間は、平成15～18年に新しく護岸として埋め立てられ、公園として使おうとされている水際緑地である。
- ③ 旧護岸の位置には、旧護岸用のRC矢板が設置されており、東京ガス（株）豊洲工場の操業停止後にその外側（海側）が建設残土等で埋められている。そのため、旧護岸と新護岸の間は、東京ガス（株）豊洲工場の操業由来の土壌汚染や地下水汚染とは切り離されているきれいな土地である。

(2) 討議

1) 汚染土壌の対策深度の状況について

- ① 新旧護岸と遮水壁の設置状況について、第3回専門家会議のときより全体像が分かりやすく整理されており、現状の整理で十分である。
- ② 鋼矢板、鋼管杭、RC矢板の構造（遮水のメカニズムや耐久性）について、資料があれば改めて整理をする。
- ③ 昭和54年当時の航空写真で旧護岸より外側（海側）に出ている部分にある構造物について、状況を確認する。

6. その他（今後の対応）

- ① 第9回地下水モニタリングの結果（暫定値）について、専門家会議が直接地下水の採水、前処理、分析に関与し、急激なベンゼン、シアン、ヒ素の濃度上昇が測定された原因の究明に入る。この再調査は、暫定値が高かったところ及び低かったところから代表的な地点を対象に可及的速やかに実施するものであり、その後改めて201箇所の観測井戸の地下水の調査に入る方向で考える。
- ② 再調査においては、妥当な方法で採水した地下水を、専門家会議が指示した調査を実施している専門業者、東京都環境科学研究所及びもう1社くらいでクロスチェックすることとする。

- ③ 第1回～第8回地下水モニタリングのデータについて、改めて東京都がチェックを行い、専門家会議でもそのチェックの内容を確認する（ただし、明確な答えが得られる可能性は低いと思われる）。
- ④ 上記①の再調査の結果を踏まえて、改めて専門家会議に諮り、今後の対応策を明確にしていくことを考える。
- ⑤ どのような対策が行われたのかということ、調査時のボーリング資料までを含めて、改めて精査する。
- ⑥ 地下ピット部については、第9回地下水モニタリングの再調査を優先させるため、連続的に地下水を揚水して本来の目標である A.P.+2m まで地下ピット下の地下水位を下げるというかたちの方針を変更し、その間に地下ピット床面をきれいに清掃して次の空気の観測に備えることとする。
- ⑦ シアン、水銀等の定量下限値を下げて行った水質調査の結果については、地下水基準に対して分析を行うときの通常の定量下限値未満のときは不検出と表記することとし、定量下限値を下げたために測れている値についてはそのことがわかるよう整理の方法を検討することとする。
- ⑧ 補助 315 号線連絡通路部については、上部砕石層の連続換気を続けながら空気測定を繰り返し、換気により上部砕石層中の空気の水銀濃度がどこまで低下するかを確認する。また、その後、換気を止めたときの上部砕石層中の空気の水銀濃度の変化も確認する。
- ⑨ 補助 315 号線連絡通路部の観測用マンホール内への地下水の侵入について、侵入の原因を特定し、補修工事に入る。
- ⑩ 鋼矢板、鋼管杭、RC 矢板の3つについて、遮水のメカニズム、耐久性について確認し、整理する。
- ⑪ 昭和 54 年当時の航空写真で旧護岸より外側（海側）に確認される建造物が何であるか確認する。
- ⑫ 東日本大震災のときに液状化で噴砂した砂の調査結果の有無、及びその調査結果がどこに公表されているかについて確認するとともに、資料を用意して説明する。
- ⑬ 対策時に A.P.+2m～+4m の 2m 分の土壌を全て撤去したこと、処理土をその範囲に入れていないことについて、土量の収支を含めて確認する。
- ⑭ 液状化対策における設定 gal 数、レベル 1 とレベル 2 の gal 数の違い等、第 3 回専門家会議において傍聴者より質問のあった事項について、第 5 回専門家会議において回答する（液状化対策自体の評価については PT にて審議していただく）。
- ⑮ 専門家会議が直接関与し第 9 回地下水モニタリングの再調査を進めるため、2 月の専門家会議の開催はなしとし、3 月に次回（第 5 回）の専門家会議の開催を予定する。